

広島空港取材・撮影規程

制定 2023年4月4日

改正 2025年1月7日

(目的)

第1条 この規程は、広島国際空港株式会社（以下「HIAP」とする。）の施設等にて行われる報道機関等が行う取材（以下「取材」とする。）及び映画、テレビ番組、CM、PV等のための動画、写真撮影等（以下「撮影」とする。）に関する許可申請手続き、撮影に係る料金（以下「撮影料」とする。）その他必要な事項を定めることを目的とする。

(取材適用範囲)

第2条 この規程は以下に掲げる取材について適用する。

- (1) 新聞社、テレビ局、ラジオ局、通信社、出版社等が行う取材及び取材に係る撮影・収録
- (2) その他 HIAP が取材とみなすもの

(撮影適用範囲)

第3条 この規程は以下に掲げる撮影について適用する。

- (1) 劇場映画、テレビ番組、CM、PV等の制作のために行う撮影
- (2) 広告、ポスター、カレンダー、雑誌等の制作のため行う撮影
- (3) ラジオ、テレビ等の番組で使用する音声の収録
- (4) 教材、その他広報資料等の作成のため行う撮影
- (5) その他 HIAP が撮影とみなすもの

(取材及び撮影場所)

第4条

- (1) 取材及び撮影（以下「撮影等とする。」）で利用できる場所は、原則として一般来港者（送迎者、見学者等）が立ち入り可能な区域とする。
- (2) 前項以外の区域の撮影等については、原則認めないものとする。ただし、HIAPが認める特別な事情がある場合はこの限りではない。
- (3) 2階保安検査場及び2階航空会社チェックインカウンター前の保安検査機器は撮影禁止とする。
- (4) 航空会社カウンター、店舗、公的機関が管理している設備又は場所の撮影等（飛行機の機体が映り込む場合も含む）を行う場合には、原則として事前に各管理者の承諾を得ることとする。
- (5) 前各号のほか、HIAP または各管理者から撮影等に関する指示があった場合は、その指示に従うこと。

(撮影等の日時)

第5条 撮影等の時間は、原則平日午前9時から午後5時までの間のHIAPが許可し、指定した時刻とする(空港管理上、HIAPが認めた特別な事情がある場合を除く)。但し、HIAP社員が立会を行う必要がないと認められた場合はこの限りではない。

(取材申請及び許可)

第6条

- (1) 取材者は、原則として取材許可申請書(第1号様式)を取材予定日の1営業日前までにHIAPに提出すること。但し、1営業日前までに提出できない場合は、HIAPに申し出て指示に従うこと。また、関係機関との調整が必要な場合は予め了承を得た上で申請手続きを行うこと。
- (2) HIAPは、取材許可申請書を受理後、速やかに取材の日時・目的・場所・人員・機材・取材内容等を審査し、当該取材を許可することが適当であるか判断する。もし適当でないと判断した場合は取材を許可しない旨を連絡することとする。
- (3) 取材者は取材をする際に自らの身分を証明する社章、自社腕章等またはHIAPが指定する証明書(社員証等)を必ず掲示すること。

(撮影申請及び許可)

第7条

- (1) 撮影者は、原則として撮影許可申請書(第2号様式)を撮影予定日の7営業日前までにHIAPに提出すること。但し、7営業日前までに提出できない場合は、HIAPに申し出て指示に従うこと。また、関係機関との調整が必要な場合は予め了承を得た上で申請手続きを行うこと。
- (2) HIAPは、撮影許可申請書を受理後、速やかに撮影の日時・目的・場所・人員・機材・撮影内容等を審査し、当該撮影を許可することが適当であると認めるときは、当該申請書の提出者に対し、撮影許可書を交付し、撮影許可証を貸与する。この場合において、HIAPは、必要に応じ条件を付すことがある。
- (3) 撮影者は撮影をする際に撮影許可書を必ず携行し、事前に貸与した撮影許可証を必ず掲示すること。

(撮影料)

第8条 撮影者は、次に掲げるところによりHIAPに撮影料を支払わなければならない。

- (1) 撮影料は下表の通り

料金区分	金額(消費税別途)
基本料金	10,000円/日
撮影に参与する人数1人当たり ※撮影許可申請書に記載の人数とする	2,000円/日 第5条時間外の場合4,000円/日

- (2) 撮影料は、撮影を行う日の3営業日前までにHIAP指定の銀行口座へ振込みを完了すること。

(期日内までに納入が難しい場合はHIAPに申し出ること。)

(撮影料の免除)

第9条 HIAP は次の各号に該当する場合には撮影料を免除することができる。

- (1) 報道機関等の取材によるもの
- (2) 国、地方公共団体等が広報活動の一環として行うもの
- (3) 教育又は福祉に使用されるもの
- (4) 空港内の事業所が研修又は自社の広報のために行うもの
- (5) HIAP の都合によって撮影の中止を行ったもの
- (6) その他特別な事情により HIAP が認めるもの

(撮影料以外の料金について)

第10条 撮影者が HIAP 敷地内における有料待合室、その他有料施設の使用をする場合は別途使用料金を支払う必要がある。

(撮影許可内容の変更)

第11条 撮影者が、撮影許可証の交付を受けた日から撮影の実施日までの間に撮影許可を受けた内容について変更を希望するときは、速やかにその変更内容を HIAP に申し出て、許可を受けることとする。

(撮影等の中止及び延期)

第12条 HIAP は、国公賓等の VIP の空港利用、利用客の混雑時、台風等の悪天候、航空機の事故トラブルなどその他空港の管理運営上支障を生じ、又はそのおそれがある場合は、事前に若しくは実施中に撮影等を中止させ、又は延期させることがある。

(撮影料の払い戻し)

第13条

- (1) 撮影料は HIAP の都合により撮影を中止した場合を除き、返還しない。
- (2) HIAP の都合により撮影日時を変更した場合に限り、変更した撮影日に当該撮影料を振り替えることができる。

(現場責任者)

第14条

- (1) 撮影者と取材者（以下「撮影者等」とする。）は、撮影等を進めるにあたり、現場責任者を定め、事故及びトラブルの防止に努めなければならない。
- (2) 撮影者等は HIAP が別途定める空港での取材・撮影に係る注意事項を遵守の上、HIAP の指示に従うこととする。

(禁止行為)

第15条 撮影者等は次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 許可を受けた場所以外で撮影等を行うこと。また、許可を受けた場所であっても撮影等以外の目的で使用する事。

- (2) 臭気を発する物、脚立やブームマイク等の長大物等で来港者（利用客、送迎者、見学者等）の迷惑になる物を持ち込むこと。
- (3) 来港者（利用客、送迎者、見学者等）、従業員等に対し、迷惑を及ぼす行為。
- (4) HIAP の承諾を受けないで施設等に商号、商標又は広告その他これに類する表示をすること。
- (5) HIAP の承諾を受けないで撮影場所に造作すること。
- (6) HIAP の承諾を受けないで撮影等で使用する機材を持ち込むこと。
- (7) HIAP の承諾を受けないで空港の電源及び備品を使用すること。
- (8) HIAP の承諾を受けないで立入禁止区域に立ち入ること。
- (9) その他空港管理上支障が生じる恐れがある行為。

（違反、退去）

第 16 条 HIAP は撮影者等が前条の規定に違反、もしくは HIAP の指示に従わないときは直ちに取材及び撮影を中止させ、空港からの退去を求める等必要な措置を講ずることがある。

（原状回復）

第 17 条

- (1) 撮影者は、撮影終了後の撮影現場で使用した施設、物品等を原状に回復をするとともに、清掃等も速やかに行うこと。また、これに要する人員の手配は撮影者が行わなければならない。
- (2) 撮影者は、原状回復後の撮影現場について、HIAP の確認を受けなければならない。

（損害賠償）

第 18 条

- (1) 撮影者等が、故意又は過失により撮影場所、設備等を破損、汚損、亡失又は個人のプライバシーや肖像権の侵害、名誉棄損などその他の行為により、HIAP、利用客、その他第三者に損害を与えた場合は、撮影者等の責任をもって誠実に対応し、速やかに処理・解決をするものとする。また併せて撮影者等は直ちにその旨を HIAP に報告するとともに、速やかに当該損害を賠償することとする。
- (2) 撮影者等は、撮影参加者、利用客、その他第三者の故意又は過失により生じた損害について、HIAP に対し当該損害の賠償を請求することはできない。

附則

この規程は、2023 年 4 月 4 日から適用する。